

## 指定おもちゃの範囲等に関するQ & A

### 1. 全般的事項

Q1-1 食品衛生法第62条第1項の「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」（以下「指定おもちゃ」）は、どのような観点から指定されているか。

A1-1 指定おもちゃは、食品衛生法の趣旨として、手にしたものを口に入れたり、舐めたりする行動を一般に示す乳幼児<sup>\*1</sup>における、おもちゃ（に起因する衛生上の危害の防止を図る観点から指定されています。すなわち、食品衛生法の対象となるおもちゃ（指定おもちゃ）の基本概念としては、乳幼児の遊び道具のうち、口に接触することをその本質とするおもちゃ（→Q2-1）のほか、手を持って遊ぶ（玩弄する）ことで乳幼児が自ずと口に接触する（口に入れたり、舐めたりする）<sup>\*2</sup>ことが考えられるものが対象範囲となります。

\*1 食品衛生法上「乳幼児」について具体的な年齢の規定はありませんが、児童福祉法等の他法令の規定に準じて、6歳未満の小児を指すものとして運用されています。

\*2 例えば指定おもちゃの粘土などで、当該おもちゃの一部分が乳幼児の手指に付着して、乳幼児が指しゃぶりすることで二次的に口に接触する場合も含まれます。

一般消費者が乳幼児向けのおもちゃと認識して乳幼児に与える蓋然性が高いものが指定おもちゃに係る規制の対象であって、乳幼児向けの消費生活用製品、家庭用品（育児用品など）がすべからく指定おもちゃの範囲に含まれるものではありません。また、おもちゃのうち、乳幼児が遊ぶためのものと認識されない態様で販売等されるものにあっては、指定おもちゃの範囲に含まれません。

なお、乳幼児向けのおもちゃと認識されるか否かは、表示<sup>\*3</sup>（→Q1-3）や広告媒体（インターネットを含む。以下同じ。）における標ぼう内容のほか、当該製品の意匠・仕様、そのパッケージ等の意匠、取扱い店舗・陳列場所等の販売形態などを、客観的・総合的にとらえて考慮されるべきものです。

\*3 パッケージ上の記載の他、製品に添付される説明書上の記載や店頭での掲示を含む。

Q1-2 乳幼児向けのおもちゃではない製品を、たまたま乳幼児がおもちゃにして遊んでしまう可能性が否定できないが、指定おもちゃに含まれるか否かは、そのような偶発的な事象も考慮する必要があるか。

A1-2 食品衛生法による規制の趣旨は、一般消費者が乳幼児向けのおもちゃと認識して乳幼児に与える蓋然性が高いものについて、それに起因する衛生上の危害の防止を図ることです。乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものと認識されない製品について、偶発的に乳幼児がおもちゃにして遊ぶ可能性が否定できないとしても、規制の対象とする趣旨ではありません。

Q1-3 製品パッケージに、例えば「対象年齢：6歳以上」等、乳幼児（6歳未満の小児）向けではない旨を記載しているおもちゃは、指定おもちゃに含まれないものとして扱ってよいか。

A1-3 対象年齢等の製品表示は、当該おもちゃが乳幼児向けのものであるか否かを一般消費者に示す方法のひとつと考えられ、基本的には、対象年齢の表示等、乳幼児向けではない旨が製品に明りょうに表示されているものは、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。ただし、乳幼児向けのおもちゃと明らかに認識される態様であるにもかかわらず、指定おもちゃに係る規制を回避しようとする場合には、この限りではありません。

事業者が「乳幼児向けのおもちゃではない製品」（→Q1-2）として製造、輸入、販売等する場合、単に対象年齢に係る表示の有無及びその内容のみでなく、A1-1で説明した観点から、当該製品が乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様で販売等されることが重要です。

なお、おもちゃに対象年齢を表示することは、食品衛生法の規定で求められているものではありません。

Q1-4 食品衛生法上、乳幼児向けのおもちゃ（口に接触する可能性がないものを除く。）が規制対象となっていることだが（→Q1-5）、例えば「対象年齢：5～8歳」と製品表示しているおもちゃは、指定おもちゃに含まれるか。

A1-4 乳幼児とみなされる6歳未満の年齢層が対象に含まれている場合は、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

お尋ねのように「対象年齢：5～8歳」と製品表示しているおもちゃは、5歳の幼児が遊ぶよう設計・製造されていることが示されており、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

Q1-5 食品衛生法施行規則第78条各号に掲げられた指定おもちゃのうち知育がん具については、「口に接触する可能性があるものに限る」旨が付記されており、乳幼児が口に接触する可能性のないものは、指定おもちゃの知育がん具から除かれているが、本除外規定の趣旨如何。

乳幼児が口に接触する可能性のない知育がん具とは、具体的にどのようなものが想定されているか。

また、知育がん具以外の指定おもちゃについても、口に接触する可能性がないものは指定範囲外と考えてよい。

A1-5 指定おもちゃの知育がん具に関して「口に接触する可能性があるものに限る」旨が示されているのは、例えばメリーのように、天井やベビーベッドの天蓋等、乳幼児の頭上高く手の届かない位置に吊り下げられ、通常の使用において乳幼児が口に接触する可能性がないおもちゃは、指定おもちゃに係る規制の対象とする意義に乏しいと考えられ、そうした形態のおもちゃが明確に除かれよう入念的に規定したものです。

知育がん具以外の乳幼児向けのおもちゃで、乳幼児の手が届かない位置に固定・設置され、口に接触する可能性がない形態のものがあれば、同様に指定範囲に含まれていないものとして扱って差し支えありません。

Q1-6 指定おもちゃに係る材質制限の撤廃に伴って、指定おもちゃの範囲はどのように拡大したか。

A1-6 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第66号）により、指定おもちゃに係る材質制限の撤廃に伴って新たに指定おもちゃとされたものとしては、

- ① 改正前の食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」については、乳幼児が口に接触することがある部位中に紙、木、竹、ゴム、革、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製の部分がなく、これら以外の材質のみを用いて製造されたもの、
- ② 改正前の食品衛生法施行規則第78条第4号に掲げる「起き上がり、おめん、がらがら、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具（ぜんまい式及び電動式のものを除く。）、風船、ブロックがん具、ボール及びままごと用具」については、乳幼児が口に接触することがある部位中にゴム、合成樹脂又は金属製の部分がなく、これら以外の材質のみを用いて製造されたもの、

が対象となっています。

本改正前において食品衛生法施行規則第78条第1号及び第4号で特定の材質を掲げて指定おもちゃが定められていたときは、当該材質以外の材質を用いて製造されたものでも、乳幼児が口に接触することがある部位中に当該材質を用いた部分があれば、同条第1号又は第4号に掲げる指定おもちゃとして扱うこととしていました\*。

\* ただし、食品衛生法第62条第1項で準用する同法第18条の規定に基づく規格基準は、乳幼児が口に接触することがある部位中の、当該材質を用いて製造された部分に適用することとなっていました。

**Q1-7 指定おもちゃに係る材質制限の撤廃に伴って、どんなボールでも指定おもちゃのボールに含まれることとなるのか。**

A1-7 食品衛生法施行規則第78条第2号中に掲げられているのは、乳幼児向けのおもちゃのボールであり、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのボール（手まり等）は、その材質によらず、基本的に指定おもちゃのボールに含まれますが、それ以外のボールについてすべからく指定おもちゃに係る規制の対象とする趣旨ではありません。例えば、運動用具、スポーツ用品のボール（球技用ボール、体操用ボール等）は、指定おもちゃの範囲に含まれません。また、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のボールであれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

同様に食品衛生法施行規則第78条第2号中に掲げるおめん、折り紙、人形、粘土及び風船についても、それぞれ乳幼児向けのおもちゃのおめん、折り紙、人形、粘土及び風船であり、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものと認識されない態様で販売等されるものにあっては、指定範囲に含まれません。

**Q1-8 動物や人をかたどった木製の民芸品は、指定おもちゃに含まれるか。**

A1-8 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第66号）の施行（指定おもちゃに係る材質制限の撤廃）に伴って、指定おもちゃの動物がん具や人形に、材質が木のみのものも含まれることとなりました（→Q1-6）。

民芸品であっても、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

なお、室内装飾等を目的とし、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q1-9 布製のぬいぐるみは、指定おもちゃに含まれるか。

A1-9 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第66号）の施行（指定おもちゃに係る材質制限の撤廃）に伴って、改正前の食品衛生法施行規則第78条第4号に掲げる指定おもちゃ（起き上がり、動物がん具、人形、乗物がん具、ボール等）に、ゴム、合成樹脂及び金属以外の材質のみを用いて製造されたものが含まれることとなりました（→Q1-6）。

ぬいぐるみ（中綿等の詰め物を包み込んで縫い合わせたもの。以下同じ。）についても、その材質によらず、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

なお、室内装飾等を目的とし、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q1-10 かなり大きなぬいぐるみが流通しているが、乳幼児が遊ぶものであれば、その大きさにかかわらず、指定おもちゃに含まれると考えてよいか。

A1-10 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのぬいぐるみは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

なお、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のぬいぐるみであれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q1-11 ぬいぐるみの抱き枕は、寝具であって、指定おもちゃに含まれないものと考えてよいか。

A1-11 寝具として販売等される枕や抱き枕、寝衣等で、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

なお、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのぬいぐるみは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

Q1-12 ブランケット（毛布）の四隅に合成樹脂製の歯がためが付属している製品について、以前は歯がため部分だけが指定おもちゃに係る規制の対象であったが、材質制限の撤廃に伴って、布製の毛布部分も含めて規制の対象となるのか。

A1-12 寝具や防寒具のブランケット（毛布）は、指定おもちゃの範囲に含

まれません。

お尋ねの製品では、歯がため部分が指定おもちゃ（食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」）に係る規制の対象となります。毛布部分については、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものでなければ、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q1-13 アニメや童話の登場人物が着ているドレスを模した衣装（乳幼児が着用するもの）は、指定おもちゃに含まれるか。

また、上記のような衣装にアクセサリーが付属している場合には、どのような取扱いとなるか。

A1-13 衣料品は、指定おもちゃの範囲に含まれません。

付属の装身具については、乳幼児又はその保護者が当該衣装から簡単に取り外すことができ、それ単独で乳幼児がおもちゃとして身につけて遊ぶよう設計・製造されているものは、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれます。

Q1-14 例えばアニメの動物キャラクターの耳をかたどった飾りがついた帽子、頭巾、ポンチョ等は、指定おもちゃに含まれるか。

また、ヘアバンドに動物の耳をかたどった飾りがついたものは、指定おもちゃに含まれるか。

A1-14 帽子、頭巾、ポンチョ等については、寒暑を防ぐ、礼容をととのえる等の実用性があり、衣料品として販売等されるものは、指定おもちゃの範囲に含まれません。

こうした実用性よりもむしろ乳幼児がおもちゃとして（例えば、アニメのキャラクターになりきる等して）遊ぶためのものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

同様に、動物の耳、尻尾等をかたどった装飾がついたヘッドバンドや被り物についても、カチューシャ（ヘアバンド）やヘルメット等としての実用性よりもむしろ乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。また、こうした用途で顔面を覆うものについては、指定おもちゃのおめんに含まれます。

Q1-15 食品衛生法施行規則第78条第2号に「人形」「動物がん具」とあるが、どのようなものが含まれるか。

- ① 植物(草花など)等の動物以外の生物や生物でないものをかたどりつつ、目、鼻、口等で擬人化されているおもちゃ、
- ② 架空の生物等、人や動物以外のものをかたどったおもちゃは、指定おもちゃの人形又は動物がん具に含まれるか。

A1-15 ① 乳幼児向けのおもちゃで、頭、手、胴、足など人の形と同様の形状を構成するものは、ロボット、改造人間、妖怪等の架空のキャラクターや、動物以外の生物や生物でないものを擬人化したキャラクターをかたどったものも含めて、指定おもちゃの人形に含まれます。

② 同様に、頭、手、胴、足など動物(は虫類、昆虫、恐竜等を含む。)の形と同様の形状を構成する乳幼児向けのおもちゃは、架空の動物をかたどったものも含めて、指定おもちゃの動物がん具に含まれます。

なお、目、鼻、口等で擬人化されていても、自動車や汽車などの乗物をかたどった乳幼児向けのおもちゃは、指定おもちゃの乗物がん具に含まれます。

Q1-16 手や指にはめて遊ぶ人形・ぬいぐるみ(パペット等)は、指定おもちゃのどの区分に含まれるか。

A1-16 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのパペット等は、指定おもちゃに係る規制の対象となります。指定おもちゃのどの区分に含まれるかは、個々の製品の形態によります。

Q1-17 手や指にはめて遊ぶ人形・ぬいぐるみ(パペット等)で、乳幼児向けの絵本に付属するものについて、

- ① 絵本に一体化されている場合、
- ② 乳幼児又はその保護者が簡単に絵本と分離することができ、それ単独で乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されている場合、それぞれどのような取扱いとなるか。

A1-17 絵本(書籍)は指定おもちゃの範囲に含まれませんので、書籍の一部分として一体化・固定されていて、当該製品全体が書籍とみなすことができる形態か否かによります。

お尋ねの①の場合は、当該パペット等が絵本(書籍)の一部分として一体化・固定されていて、全体が書籍とみなすことができる形態であれ

ば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。なお、当該パペット等が絵本とひも等でつながっているのみで、乳幼児が手にとって口に接触することができる場合は、書籍の一部分として一体化・固定されている形態といえませんので、②の場合として扱うこととなります。

②の場合は、乳幼児向けのおもちゃと書籍がセットで販売等されるものとしてとらえ、当該パペット等は、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

Q1-18 1) 浮き輪、2) 装飾用人形（五月人形、ひな人形等）、3) 鉛筆キャップについている人形は、それぞれ指定おもちゃとして規制の対象になるか。

A1-18 1) 浮き輪（水に溺れぬために身につける浮き袋）は、その使用目的が指定おもちゃのボールや風船と異なること等を踏まえると、指定おもちゃの範囲に含まれません。

2) 五月人形、ひな人形等の装飾用・観賞用の人形で、乳幼児がおもちゃとして遊ぶための人形でないものは、指定おもちゃの範囲に含まれません。

3) 筆記具や携帯電話用ストラップなどに取り付けるマスコット人形については、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

また、動物又は乗物をかたどった置物や、筆記具や携帯電話用ストラップなどに取り付ける動物型又は乗物型マスコット等も同様に、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q1-19 子供向けのキャラクターが表面に印刷等された文房具は、指定おもちゃとして規制の対象になるか。

A1-19 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されたものではなく、文房具（ペン、鉛筆、帳面、半紙、消しゴム、定規など、書き物をするための道具。以下同じ。）として販売等される製品であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q1-20 アニメのキャラクターが印刷された子供用の浴室用品（小さい手桶など）は、指定おもちゃとして規制の対象になるか。

A1-20 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されたものではなく、

浴室用品(入浴の用に供する日用品)として販売等される製品であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q1-21 自分で絵や模様などを描く無地の羽子板は、指定おもちゃとして規制の対象になるか。

A1-21 絵や模様などを描いた羽子板を展示ケースに入れて飾っておく等、装飾用・観賞用のもので、乳幼児向けのおもちゃと認識されない様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれ、指定おもちゃに係る規制の対象となります。ただし、実際に羽子突きに使われる羽子板であれば、手先で弄<sup>もてあそ</sup>ぶおもちゃというよりむしろ体全体を動かす遊戯に用いられる道具であり、運動用具に類するとみなして、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q1-22 指定おもちゃの乗物がん具には、幼児がそれに乗って遊ぶよう設計・製造されている大型の製品(電車や自動車をかたどったもの)や、三輪車なども含まれるか。

A1-22 幼児が乗用するそれらの製品は、遊具(手先で弄<sup>もてあそ</sup>ぶおもちゃというよりむしろ体全体を動かす遊戯に利用される器械・設備。以下同じ。)に類し、指定おもちゃの乗り物がん具に含まれないものとして扱って差し支えありません。

また、乳幼児がまたがって遊ぶよう設計・製造されている木馬など、動物をかたどった遊具に類するものについても同様に、指定おもちゃの動物がん具に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q1-23 幼児が乗用する三輪車や自転車は、指定おもちゃの乗物がん具に含まれないとことであるが、それらにおもちゃが付属している場合は、どのような取扱いとなるか。

A1-23 当該付属おもちゃについて、幼児又はその保護者が簡単に取り外すことができ、幼児が手にとって口に接触することができるものであれば、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

当該付属おもちゃが幼児の乗用する三輪車や自転車の一部分として一体化・固定されている場合は、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。なお、当該付属おもちゃがコード等でつなが

っているのみで、幼児が手にとって口に接触することができる場合は、三輪車等に一体化・固定されている形態といえませんので、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

Q1-24 育児用品の歩行器に付属しているおもちゃについて、

- ① 歩行器に一体化・固定され、取り外すことが容易にできないように設計・製造されている場合、
  - ② 例えば面ファスナー（マジックテープ）で取り付けられている等、乳幼児又はその保護者が簡単に脱着することができ、それ単独で乳幼児が遊ぶよう設計・製造されている場合、
- それぞれどのような取扱いとなるか。

A1-24 育児用品の歩行器は、乳幼児の歩行を補助する用具であり、指定おもちゃの範囲に含まれません。

お尋ねの①の場合のように、付属おもちゃが歩行器の一部分として一体化・固定されている形態であれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして取り扱って差し支えありません。

なお、当該付属おもちゃがコード等でつながっているのみで、乳幼児が手にとって口に接触することができる場合は、一体化・固定されている形態といえません。例えば、電話機をかたどった付属おもちゃで、乳幼児が受話器やコードの部分を手にとって口に接触することができるものなどは、電話機本体部分が歩行器から分離されない形態であっても、それらの部分（電話機本体＋コード＋受話器）をまとめて、指定おもちゃの電話がん具として扱うことになります。

したがって②の場合は、歩行器の一部分とはなっておらず、乳幼児向けのおもちゃが便宜上、歩行器に脱着できるようになっているものと考えられ、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

Q1-25 育児用品の揺りかごや揺り椅子（ベビー・バウンサー、ロッカー等）、又はそれに作りつけの吊り下げ用の枠に、おもちゃが吊り下げられている場合、どのような取扱いとなるか。

A1-25 育児用品の揺りかご、揺り椅子、乳母車及びこれらに類するものは、指定おもちゃの範囲に含まれません。

それらに付属するおもちゃについて、乳幼児又はその保護者が簡単に取り外すことができ、乳幼児が手にとって口に接触することができるものは、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

また、当該振りかご等から完全に分離されない形態であっても、例えば、ゴム製のバンド等で吊り下げられている等、乳幼児が手で引っ張って容易に口に接触することができるおもちゃは、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

Q1-26 カタカタ（乳幼児用の手押し車で、転がすと音が鳴るもの）は、指定おもちゃに含まれるか。

A1-26 乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量であれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q1-27 凧は、指定おもちゃに含まれるか。

A1-27 凧（スポーツ・カイトを含む。）は、一般に野外で風力によって空高く揚げるものであり、そのように使用される製品については、それ単独で乳幼児がおもちゃとして遊ぶことができるとは考えにくく、指定おもちゃの範囲に含まれません。

鳥や飛行機をかたどった凧についても同様に、野外で風力によって空高く揚げるものは、指定おもちゃの動物がん具、乗物がん具に含まれません。

Q1-28 乗物がん具に係る「ぜんまい式及び電動式のもの」の除外規定の廃止に伴って、ラジコン自動車も指定おもちゃの乗物がん具に含まれることとなるのか。

A1-28 乗物（自動車、飛行機、船等）をかたどった乳幼児向けのおもちゃは、その動力又は制御の様式によらず、基本的に指定おもちゃの乗物がん具に含まれます。

なお、専ら野外で駆動させるリモートコントロール製品については、凧の場合に準じて、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。また、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q1-29 浮き輪については、その使用目的等から、指定おもちゃに含まれないものとされているが（→Q1-18）、ビーチボールは指定おもちゃのボールに含まれるか。

また、子供用のシュノーケルは、食品衛生法施行規則第78条第1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含まれるか。

A1-29 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されたものではなく、野外（浜辺等）で用いられるレジャー用品、スポーツ用品に類する製品であれば、指定おもちゃのボールに含まれないものとして扱って差し支えありません。なお、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのボールは、基本的に指定おもちゃのボールに含まれます。

ダイビング用品のシュノーケル（素潜りに使う呼吸管）は、その使用目的から、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q1-30 幼児が登って又は乗って遊ぶよう設計・製造されているジャングルジムや滑り台、ぶらんこ、幼児が中に入って遊ぶよう設計・製造されている家屋やトンネルをかたどった大型の製品（いずれも室内に設置されるもの）は、指定おもちゃに含まれるか。

A1-30 それら遊具に類する製品については、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q1-31 乳幼児が水遊びをするための小型プールや、テントをかたどった遊具（中に乳幼児が入って遊ぶもの）は、指定おもちゃに含まれるか。

また、それらに小型のボールが付属している場合、どのような取扱いとなるか。

A1-31 水遊び用の小型プール等、遊具に類するものについては、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

それらに付属する小型のボール等について、乳幼児又はその保護者が簡単に取り外すことができ、乳幼児が手にとっておもちゃとして遊ぶよう設計・製造されている場合は、当該ボール等は指定おもちゃに係る規制の対象となります。その場合も、遊具に類するものは指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えなく、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）（→Q5-1）として扱う必要はありません。

Q1-32 例えば家をかたどった遊具（中に乳幼児が入って遊ぶもの）や育児用品の柵（ベビーサークル等）に、おもちゃが付属している場合には、どのような取扱いとなるか。

A1-32 それら遊具や育児用品に付属するおもちゃについて、乳幼児又はその保護者が簡単に取り外すことができ、乳幼児が口に接触するがあれば、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

当該付属おもちゃが遊具、育児用品の一部分として一体化・固定されている場合は、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。なお、当該付属おもちゃがコード等でつながっているのみで、乳幼児が手にとって口に接触することができる場合は、遊具や育児用品に一体化・固定されている形態といえません。

Q1-33 乳幼児が乗物の組立作業のまねごとをして遊ぶよう設計・製造された製品（組立用パーツ、おもちゃの工具類、作業台がセットで販売されるもの）について、以前は組立用パーツを指定おもちゃの乗物がん具として扱っていた。指定おもちゃの範囲の拡大に伴って、おもちゃの工具類も、指定おもちゃに含まれることとなるか。また、大型の作業台については、どのような取扱いとなるか。

同様に、乳幼児向けのままごとセットについて、以前は小物のみを指定おもちゃのままごと用具として扱っていた。指定おもちゃの範囲の拡大に伴って、大型のままごと台（台所をかたどったもの）も、指定おもちゃに含まれることとなるのか。

A1-33 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されているものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

したがって、乗物の組立作業のまねごとをして遊ぶおもちゃの工具類等も、指定おもちゃに係る規制の対象となります。組立用パーツに専用のものであって、通常、当該パーツとのセット製品としてのみ販売等されるのであれば、それらセット全体でひとつの指定おもちゃを構成しているものとして扱って差し支えありません。

なお、乳幼児が立ち上がった状態となる程の高さの作業台やままごと台などで、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のものについては、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q1-34 シャボン玉遊び用のおもちゃについて、

- ① ストロー状又はラッパ状の管を口に接触させてシャボン玉を吹き出すもの、
- ② 口には接触させず、持ち手の付いた輪をシャボン液に浸して、それに息を吹きかける又は振り動かすことによりシャボン玉ができるもの、
- ③ 同じく口には接触させず、動物又は乗物をかたどった中空の本体を押すと空気が押し出されてシャボン玉ができるものや、銃をかたどった本体から引き金部分を引くと空気が出てシャボン玉ができるものは、それぞれどのような取扱いとなるか。

また、シャボン液、シャボン液が入っている容器、遊ぶときにシャボン液を入れる受け皿等の付属品は、指定おもちゃに含まれるか。

A1-34 乳幼児が遊ぶためのものであれば、

- ① シャボン玉遊びの吹き出し具は、食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」(→ Q2-1)に含まれます。
- ②及び③のように、口に接触させずにシャボン玉ができるおもちゃは、本体部分が動物又は乗物をかたどっているか否かによらず、指定おもちゃの知育がん具(→ Q4-1)に含まれます。

シャボン液及びその容器、受け皿などの補助器具等がセットで販売等される場合は、それらについて別個の指定おもちゃとはみなさず、当該セット全体でひとつの指定おもちゃを構成しているものとして扱います。

Q1-35 乳幼児向けの砂場遊びおもちゃとして販売されるセット製品に、指定おもちゃの人形、動物がん具、乗物がん具が入っている場合、それらについては指定おもちゃの知育がん具として扱うことになるのか。

A1-35 複数の指定おもちゃがセットで販売等される場合でも、当該セットを構成する個々の指定おもちゃについて、その区分は変わりません。

お尋ねの砂場遊びおもちゃセットについては、指定おもちゃの人形、動物がん具、乗物がん具が、他の区分の指定おもちゃ(知育がん具等)とセットになっていても、それぞれ人形、動物がん具、乗物がん具の区分に含まれます。

なお、乳幼児向けの砂場遊びおもちゃで、指定おもちゃの知育がん具に含まれるものとしては、例えば、おもちゃのシャベル・スコップ、くまで、こて・へら、ふるい・ざる、バケツ・カップ、じょうろ、じょうご、型抜

き等のほか、砂を流して回す羽根車などが挙げられます（→Q4-1）。

## 2. 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ関連

Q2-1 食品衛生法施行規則第78条第1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」としては、どのようなものが含まれるか。

A2-1 食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」とは、乳幼児が口に入れ、又は唇に触れて遊ぶよう設計・製造されたおもちゃをいいます。

その具体例としては、おしゃぶり、歯がためのように乳幼児の口に入れおもちゃの他、例えば、ほおづき、ふくれんぼ、シャボン玉遊びの吹き出し具、吹き戻し、吹奏楽器類（ラッパ、笛、ハーモニカ等）の形態をしたおもちゃ、口紅をかたどったおもちゃなどで、乳幼児向けのものが挙げられます。

このように、当該おもちゃの一部分を乳幼児が口に入れ、又は唇に触れて遊ぶよう設計・製造されていれば、必ずしもその全ての部分について口に入れ、又は唇に触れて遊ぶよう設計・製造されていなくても、食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含まれます。

Q2-2 改正前の食品衛生法施行規則第78条第2号に掲げられていた「ほおづき」が削除されたが、ほおづきは指定おもちゃでなくなったのか。

A2-2 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第66号）による改正前の食品衛生法施行規則第78条第1号では「紙、木、竹、ゴム、革、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもので、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」と規定され、その材質について「紙、木、竹、ゴム、皮、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもの」に限られていました。そのため、これらの材質が用いられない「ほおづき」は別途、同条第2号に掲げられていました。

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第66号）により指定おもちゃに係る材質制限が撤廃され、「ほおづき」は同規則第78条第1号に掲げる「口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含めることができとなったため、見かけ上、同条中から削除されたにすぎません。したがって「ほおづき」は、指定おもちゃの指

定が解除されたのではなく、引き続き従前どおり、指定おもちゃに係る規制の対象です。

なお、園芸植物のほおづきは、従前から指定おもちゃの範囲に含まれていません。

Q2-3 例えばストローを使って呼気を吹き込んで膨らませる形態のアルミ箔製の風船（バルーン）において、膨らませるためのストローは、指定おもちゃに含まれないと考えてよいか。

A2-3 呼気を吹き込むストロー等が付属している風船で、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、当該付属品を含む全体でひとつの指定おもちゃを構成しているものとみなし、指定おもちゃに係る規制の対象となります。ストロー等の付属品だけを分けて扱うことはできません。

ストローを使って呼気を吹き込むのが一度きりでなく、乳幼児が風船を膨らませたりしぶませたりを繰り返して遊ぶよう設計・製造されているものは、食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含まれます。ストロー等を使わずに、直接風船に口を接触させて膨らませたりしぶませたりを繰り返して遊ぶよう設計・製造されている場合も同様です。

### 3. アクセサリーがん具関連

Q3-1 指定おもちゃのアクセサリーがん具の具体的な形態としては、どのようなものが含まれるか。

A3-1 指定おもちゃのアクセサリーがん具とは、乳幼児がアクセサリーの形態で身につけて遊ぶおもちゃをいい、具体的には、乳幼児が物語の登場人物などになりきって遊んだり、大人のまねごと（花嫁ごっこ等）をして遊ぶときに身につけるおもちゃの装身具で、例えば、指輪、ネックレス、ブローチ、ペンダントのほか、ティアラなどの髪飾り、イヤリング、ブレスレット、アンクレット等の形態をしたものです。

なお、同じように乳幼児が物語の登場人物などになりきる等して遊ぶときに身につけるおもちゃで、サングラスの形態をしたものについては、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

Q3-2 おもちゃではない子供用のアクセサリーと、指定おもちゃのアクセサリーがん具は、どのように区別するのか。子供（6歳未満）が身につけるアクセサリー製品は、すべて指定おもちゃのアクセサリーがん具とみなすことになるのか。

A3-2 「アクセサリーがん具」の区分は、子供用の装身具についてすべからく指定おもちゃに係る規制の対象とする趣旨ではありません。

例えば、宝石や貴金属等が用いられているジュエリーや、礼装用に販売等される装身具などで、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q3-3 子供（6歳未満）が身につけるアクセサリー製品が、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれるものか否かに関して、その形態のほか、製造、輸入、販売等を行う事業者による製品説明、販売方法等も加味して考慮することでよいか。

A3-3 乳幼児向けのおもちゃと認識される態様であるか否かに着目して、表示\*及び広告媒体における標ぼう内容のほか、当該品の形態、そのパッケージ等の意匠、取扱い店舗・陳列場所等の販売形態などを、客観的・総合的にとらえて考慮されるべきです。

\* パッケージ上の記載の他、製品に添付される説明書上の記載や店頭での掲示を含む。

Q3-4 例えば子供向けのキャラクターをかたどった飾りがついた髪留めは、髪留めとして実用性があれば、子供向けのおもちゃ売り場で販売されるものでも、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれないものとして扱ってよいか。

A3-4 乳幼児が物語の登場人物などになりきって遊んだり、大人のまねごと（花嫁ごっこ等）をして遊ぶために身につけるよう設計・製造されているものであれば、髪留めとしての実用性の有無によらず、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれます。なお、乳幼児がおもちゃとして身につけて遊ぶためのものと認識されない態様であれば、これに含まれません。

子供向けのおもちゃ売り場で販売されることのみをもってただちに、指定おもちゃのアクセサリーがん具とみなされるものではありませんが、そうした場所で販売されれば、一般消費者に乳幼児向けのおもちゃとして販売されているとの印象を与える要因となり得ると考えられま

す。事業者が、当該製品を指定おもちゃに係る規制の対象外として製造、輸入、販売等する場合、A1-1で説明した観点から、当該製品が乳幼児向けのおもちゃと認識されない様で販売等されることが重要です。

**Q3-5 アニメのキャラクターが描かれたピンズ（いわゆるピンバッジ）は、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれるか。**

**A3-5 コレクション用や装飾用の日用品、記念品等として販売等されるピンズ（裏面の針を留具で受ける形態のバッジ）は、通常、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものでなく、指定おもちゃの範囲に含まれません。**

**Q3-6 子供向けのキャラクターをかたどった装飾がついた携帯電話用ストラップやキーホルダーは、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれるか。また、それらに金属を用いて製造された部分がある場合、金属製のアクセサリーがん具として扱うことになるか。**

**A3-6 乳幼児がおもちゃとして身につけて遊ぶためのものと認識されない様であれば、金属製の部分があるか否かによらず、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれません。**

**Q3-7 ぬいぐるみに付属しているペンダントは、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれるか。**

**A3-7 付属しているペンダントがぬいぐるみの一部分として一体化・固定されている場合は、当該部分のみで指定おもちゃのアクセサリーがん具として扱うことはしません。**

当該ペンダントを乳幼児又はその保護者が当該ぬいぐるみから簡単に取り外すことができ、乳幼児がおもちゃとして身につけて遊ぶよう設計・製造されているものは、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれます。

**Q3-8 例えばキャンディーにプラスチック製のリングが直接ついて、指輪をかたどったお菓子において、キャンディーを喫食した後に残ったリングは、指定おもちゃのアクセサリーがん具に含まれるか。**

**A3-8 キャンディーを喫食した後のリングについて、乳幼児がおもちゃとして身につけて遊ぶよう設計・製造されているのであれば、指定おも**

やのアクセサリーがん具に含まれ、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

また同時に、当該リングは、食品（キャンディー）の摂取の用に供され、かつ、食品に直接接触するものであることから、食品衛生法上、「器具」に係る規制の対象にもなります。

#### 4. 知育がん具関連

Q4-1 指定おもちゃの知育がん具としては、どのようなものが含まれるか。

A4-1 「知育がん具」とは、乳幼児の知的能力を中心とする心身の発育を促進することを目的とするがん具、又はそれに資すると考えられるがん具をいいます。また、指定おもちゃに「知育がん具」の区分が追加された趣旨としては、近年の多様化した乳幼児向けのおもちゃに対応するため、他の指定おもちゃの区分に含まれない乳幼児向けのおもちゃ（乳幼児が口に接触する可能性のないものを除く。）をカバーする意味もあります。

こうした「知育がん具」に含まれるもの例として、乳幼児向けのおもちゃのうち次のようなものが考えられます。なお、例示中にその材質を掲げているものについては、当該乳幼児向けおもちゃの具体的なイメージが分かりやすいよう、便宜上示したものであって、基本的にその材質によって取扱いが異なるものではありません。

- 玉おとし（玉が転がり落ちる動きや音で遊ぶおもちゃ）及びこれに類するおもちゃ
- 輪投げ遊び等、単純なルールのゲーム用具
- フエルト製の的と先端にマジックテープがついたダート（投げ矢）からなるダーツ遊びおもちゃ、プラスチック製の的と先端に吸盤がついたおもちゃの矢及び弓のセット  
(なお、同様の乳幼児向けのおもちゃで、吹矢遊び用具は、食品衛生法施行規則第78条第1号に掲げる「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」(→Q2-1)に含まれます。)
- 水鉄砲、銀玉鉄砲、空気鉄砲及びこれらに類するおもちゃ
- ちゃんばら遊び用のおもちゃの刀、手裏剣など
- アニメなどの登場人物が持っている小道具をかたどったおもちゃ（変身ブレスレット、武器類など。なお、指定おもちゃのアクセサリーがん具、

電話がん具に含まれるものは除きます。)

- 大工、医者などの職業のまねごとをして遊ぶおもちゃ（大工道具、診療器具などをかたどったおもちゃ）
- 手品のまねごとをして遊ぶおもちゃ
- おめかしバッグ（おもちゃのおめかし道具を収めたもの）
- マイクをかたどったおもちゃ
- パソコンをかたどったおもちゃ
- 家をかたどった箱庭に家具のミニチュアを並べて遊ぶおもちゃ（指定おもちゃの人形や動物がん具と組み合わせずに遊ぶもの）
- 蛍光を発するスティックで、暗所でペンライトのように振ったり、ヘアバンドのように頭にはめて遊ぶおもちゃ
- サングラスや眼鏡の形態をしたおもちゃ
- 望遠鏡や双眼鏡の形態をしたおもちゃ
- 砂場遊び用具（おもちゃのシャベル・スコップ、くまで、こて・へら、ふるい・ざる、バケツ・カップ、じょうろ、じょうご、型抜き等のほか、砂を流して回す羽根車など）
- 風呂場で遊ぶおもちゃ（おもちゃのじょうろ、水車、噴水など）
- 恐竜等の骨格をかたどった組合せパズル等、難易度の低いパズル用具
- ひも通し（多数の孔のあいた盤にひもを通して絡ませ、形や模様を作つて遊ぶおもちゃ）及びこれに類するおもちゃ
- 数字やアルファベットをかたどった木製ブロック
- 指定おもちゃのつみき、ブロックがん具に含まれない組立ておもちゃ（木の幹をかたどったポールに、枝や葉に見立てたリング状の部品を積み上げていくものなど）
- 蒔絵を作って遊ぶおもちゃ（粉と蒔絵盤のセット。なお、工作材料・手芸材料で、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものと認識されない様で販売等されるものは含まれません。）
- 合成樹脂製のシートで、折り紙のように折って遊ぶおもちゃ 等

Q4-2 「ままごと」とは、子供ががん具などを使って炊事や食事のまねごとをする遊び（広辞苑第5版）のことであり、これまで指定おもちゃのままごと用具としては、これに使用するものが含まれ、化粧、掃除、手芸のまねごとをする遊びに使用するものは含まれないとされている。

ままごと以外の、家庭生活（例えば、手芸、掃除、洗濯、化粧、買い物など）のまねごとをして遊ぶおもちゃについては、指定おもちゃの知育がん具に含まれることになるのか。

A4-2 乳幼児向けのおもちゃで、ままごと以外の家庭生活のまねごと遊びに使うものは、育児のまねごと遊びに使う人形など他の区分に含まれる場合を除いて、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

なお、実際に身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法により化粧に使用されることが目的とされているものについては、薬事法上、化粧品に係る規制の対象にもなります。

Q4-3 例えば自動車の運転席をかたどった（車輪や座席に相当する部分はない）乳幼児向けのおもちゃで、音や光を発して運転のまねごとをして遊ぶものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。それとも乗物がん具に含まれるのか。

A4-3 乳幼児が自動車や列車の運転手、飛行機のパイロットのまねごとをして遊ぶためのおもちゃで、乗物自体をかたどった形状でないものは、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

なお、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のものであれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q4-4 ピストル（アニメなどの登場人物が持っている小道具ではないもの）をかたどった、光や音を発するおもちゃは、指定おもちゃの知育がん具に含まれることになるのか。

A4-4 乳幼児が警察官などのまねごとをして遊ぶためのおもちゃのピストル、鉄砲等は、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

Q4-5 吹奏楽器類（ラッパ、笛、ハーモニカ等）の形態をした乳幼児向けのおもちゃは、食品衛生法施行規則第78条第1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に含まれるが（→Q2-1）、それら以外の楽器（ギター、バイオリン等の弦楽器、太鼓、木琴等の打楽器、ピアノ等の鍵盤楽器など）の形態をしたもののは、指定おもちゃの知育がん具に含まれるのか。

その場合、おもちゃではない子供用の楽器と、乳幼児向けのおもちゃの楽器（指定おもちゃの知育がん具）をどのように区別するのか。子供が使用する楽器は、すべて指定おもちゃに含まれることとなるのか。

A4-5 乳幼児向けのおもちゃで、吹奏楽器類以外の楽器の形態をしているものは、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

なお、指定おもちゃに係る規制は、子供が使用する楽器（吹奏楽器類を含む。）について、すべからく指定おもちゃに係る規制の対象とする趣旨ではありません。例えば、正確な音階を奏でることができるよう設計・製造されているものや、音質を良くする材質・構造でできているものなどで、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q4-6 万華鏡は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-6 乳幼児向けのおもちゃと認識されるものか否かによります。

万華鏡のように回転等によって変化する色彩や模様を楽しむ製品についても、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q4-7 ボードゲーム（ボード（盤）上に駒や札などを置いたり、動かしたり、取り除いたりして遊ぶゲーム）は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-7 乳幼児向けのおもちゃと認識されるものか否かによります。

乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのゲーム用具は、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。その場合、ゲーム盤とセットで販売等される当該ゲーム用の駒や札、サイコロやルーレット等の一式でひとつの知育がん具を構成しているものとして扱います（例えば、駒が動物や乗り物をかたどったものであっても、当該駒のみで動物がん具、乗り物がん具として扱うことはありません。）。

一方、通常の将棋、囲碁、チェス、リバーシ等の駒・石及び盤のように、乳幼児向けのおもちゃと認識されていないことが明らかなゲーム用具については、指定おもちゃの範囲に含まれません。

カードゲーム（複数のカード（札）を使って遊ぶゲーム）についても同様に、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのゲーム用具は、指定おもちゃの知育がん具に含まれますが、通常のトランプ、花札、百人一首の札のように、乳幼児向けのおもちゃと認識されていないことが明らかなゲーム用具については、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q4-8 テレビに接続したタブレットやキーパッド等を使って、テレビ画面上で絵を描いたり、クイズやパズルを解いたりして遊ぶおもちゃは、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-8 乳幼児向けの製品と認識されるものか否かによります。

当該おもちゃが、乳幼児が遊ぶためのものであれば、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。その場合、テレビに接続するタブレット、キーパッド等のほか、それらに装着するメモリ・カートリッジ等についても、乳幼児が簡単に取り外すことができる構造で、口に接触する可能性があれば、それらを含めて全体でひとつの知育がん具を構成しているものとして扱います。

なお、テレビに接続する汎用入力機器など、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様で販売等される製品については、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q4-9 本体及びコントローラーから成るゲーム機器（接続ケーブルで本体をテレビに接続し、コントローラーを操作して遊ぶ非携帯式のもの）で、6歳未満を対象年齢とするソフトウェアが収められた専用カセットを本体に装着する場合、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-9 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されているゲーム機器（ハードウェア）は、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。その場合、当該ゲーム機器本体及びコントローラーのほか、本体に装着される専用カセット等についても、乳幼児が容易に取り外すことができる構造で、口に接触する可能性があれば、それらを含めて全体でひとつの知育がん具を構成しているものとして扱います。

当該ゲーム機器（ハードウェア）が、特に乳幼児用に設計・製造されたものではなく、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q4-10 主に成人を対象とする携帯型の高性能汎用ゲーム機器（専用のソフトウェア・カートリッジを装着して作動させるもの）で、6歳未満が対象年齢に含まれるソフトウェアが収められたカートリッジを装着する場合、指定おもちゃの知育がん具に含まれることになるか。

A4-10 当該ゲーム機器（ハードウェア）が、特に乳幼児用に設計・製造されたものではなく、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指

定おもちゃの範囲に含まれません。

携帯型の音楽プレーヤー等についても、同様です。

Q4-11 塗り絵は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

また、塗り絵とクレヨンを組み合わせて、乳幼児向けの塗り絵セットとして販売する場合、当該セット品は指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-11 紙製の塗り絵帳、塗り絵シート等、おもちゃというよりむしろ文房具に類する製品は、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

また、クレヨンについては、現在のところ指定おもちゃに指定されておらず、乳幼児向けの塗り絵セットとして販売される場合でも、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q4-12 指定おもちゃの知育がん具として販売されているお絵かき遊びおもちゃについて、文房具に類するものとみなして、指定おもちゃに係る規制の対象外として扱ってよいか。

A4-12 乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されているものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

事務用品として販売等されるものなどで、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q4-13 乳幼児向けのシール絵本は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-13 通常のシール（指定おもちゃのうつし絵に当たらないもの）であれば、文房具に類するとみなして、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。また、絵本（書籍）は、指定おもちゃの範囲に含まれません。

したがって、それぞれ指定おもちゃの範囲に含まれない、通常のシール（指定おもちゃのうつし絵に当たらないもの）と書籍を組み合わせて販売等されるものであれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q4-14 飛び出す絵本（折りたたまれた構造物に印刷された絵が立体的に開く仕掛けの冊子）は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-14 掲載された文字や図画を書物として読む（保護者等が乳幼児に読み聞かせることを含む。以下同じ。）ものであれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

また、紙工作を作るため切り抜くようになっている出版物の一部分（付録を含む。）については、工作材料に類するとみなして、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q4-15 本をかたどった布製のおもちゃは、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-15 乳幼児向けの製品と認識されるものか否かによります。

乳幼児向けのおもちゃであれば、基本的に指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

一方、文字や図画が掲載されていて書物として読むものについては、布製であっても書籍とみなして、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q4-16 耐水性で水温によって絵柄や色彩が変化する材質で作られている、乳幼児向けの絵本は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-16 おもちゃと認識されるものか否かによります。

絵本の形態をしていても、乳幼児がおもちゃとして風呂場等で絵柄や色彩を変化させて遊ぶためのものであれば、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

一方文字や図画が掲載されていて書物として読むものについては、おもちゃというよりむしろ書籍に類するとみなして、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q4-17 外観としては絵本の形態をしていて、書店で販売される次のような乳幼児向け製品は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

- ① 楽譜や歌詞などが掲載されているほか、鍵盤をかたどって印刷された部分を押すとピアノの音階が鳴る電子装置が組み込まれているもの、
- ② 乗物の絵やその説明などが掲載されているほか、スイッチ部分を押すと踏切やサイレンの音が鳴る電子装置が組み込まれているもの、
- ③ 動物の絵やその説明などが掲載されているほか、スイッチ部分を押すと動物の鳴き声が鳴る電子装置が組み込まれているもの、
- ④ 祭りの絵やその説明などが掲載されているほか、スイッチ部分を押すと祭囃子などの音が鳴る電子装置が組み込まれているもの

A4-17 電子装置部分について、乳幼児又はその保護者が簡単に取り外すことができ、それ単独で乳幼児がおもちゃとして遊ぶよう設計・製造されている場合は、書店で販売されるか否かによらず、乳幼児向けのおもちゃと書籍がセットで販売等されるものとみなして、当該電子装置おもやは、指定おもちゃの知育がん具に含まれます。

電子装置が絵本（書籍）の一部分として一体化・固定されていて、全体が書籍とみなすことができる製品であれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q4-18 幼児のひらがなやアルファベットへの関心を高めるような製品に、紙製のカードや小冊子（ミニ絵本など）をセットにして販売する場合、それらは指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-18 おもちゃと認識されるものか否かによります。

お尋ねのもののうち「幼児のひらがなやアルファベットへの関心を高めるような製品」について、

- ① 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。指定おもちゃのどの区分に含まれるかは、当該製品の形態によります。
- ② 教材又は教具として用いられることが目的とされていて、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

セットで販売等される場合も同様に、乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものは、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。カード等も含めて教材又は教具として用いられることが目的とされていて、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含ま

れません。

なお、小冊子については、掲載された文字や図画を書物として読むものであれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

Q4-19 例えば、D V D、教本及び電子ペン（電子装置が組み込まれたペン状のスティック）で構成されていて、D V Dを視聴しながら、教本又は映像中の数字、色彩、文字などに関して出題される問題の回答を、教本に掲載されている選択肢から選んで電子ペンの先端で触ると、正答のときは電子ペンから音と光が発せられる仕掛けになっているような製品は、指定おもちゃの知育がん具に含まれるか。

A4-19 乳幼児向けのおもちゃと認識されるものか否かによります。

当該セット全体で教材又は教具として用いられることが目的とされていて、乳幼児向けのおもちゃと認識されない態様であれば、指定おもちゃの範囲に含まれません。

## 5. 施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ関連

Q5-1 食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）としては、どのようなものが含まれるか。

A5-1 食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）に含まれるもの例として、乳幼児向けのおもちゃのうち次のようないわゆる組合せおもちゃが考えられます。

- 電車をかたどったおもちゃ（指定おもちゃの乗物がん具）と組み合わせて遊ぶ、レール、踏切の遮断器、駅舎、トンネル、樹木などをかたどったおもちゃ
- 自動車をかたどったおもちゃ（指定おもちゃの乗物がん具）と組み合わせて遊ぶ、信号機、立体駐車場などをかたどったおもちゃ
- 乳児をかたどった人形（指定おもちゃの人形）と組み合わせて遊ぶ、ほ乳瓶をかたどったおもちゃ、着せかえ用品、ミニチュアの家や家具など
- 指定おもちゃの粘土と組み合わせて遊ぶへら・こて、型抜きなど
- 指定おもちゃのボールと組み合わせて遊ぶ、バットをかたどったおもちゃ（なお、運動用具、スポーツ用品のボール、バット等で、乳幼児がお

もちゃとして遊ぶためのものと認識されない様で販売等されるものは含まれません。（→Q1-7、Q5-4）

なお、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第66号）の施行以前は、例えば、乳幼児向けのおもちゃの人形がその装飾品（アクセサリー、着せかえ用品等）とセットで販売等される場合においては、当該セット製品全体でひとつの乳幼児向けのおもちゃを構成しているものとみなして、指定おもちゃの人形に含めて扱うこととしていました。

それらについてセットで販売等される以外に、単品で乳幼児向けのおもちゃとして販売等される場合もある等、その多様化に対応できるよう、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第66号）により、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）として規定されるようになりました。

**Q5-2 食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）は、組み合わされる指定おもちゃとのセット製品ではなく、それ単体の製品として販売される場合にも、指定おもちゃとして規制の対象となるのか。**

**A5-2 食品衛生法施行規則第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）は、他の指定おもちゃとセットで販売等されるか、単品で販売等されるかによらず、指定おもちゃに係る規制の対象となります。**

**Q5-3 ぬいぐるみの着せかえ用品は、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）に含まれるか。**

**A5-3 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのぬいぐるみで、食品衛生法施行規則第78条第2号に規定されている区分のいずれか（動物がん具、人形等）に含まれるものであれば、乳幼児がそれと組み合わせて遊ぶ着せかえ用品は、同条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）に含まれます。**

Q5-4 例えば、ボールと組み合わせて遊ぶおもちゃのバット（ポリエチレン製）やグローブ（ポリ塩化ビニル製）は、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）に含まれるか。

A5-4 指定おもちゃのボールと組み合わせて、乳幼児が野球選手のまねごと等をして遊ぶためのものであれば、その材質によらず、食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）に含まれます。

なお、野外でボールを打ったり、投げ合ったりするために使われる、運動用具、スポーツ用品に類する製品であれば、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

Q5-5 食品衛生法施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ）のほうがむしろ乳幼児がおもちゃとして遊ぶ主要な部分であり、「同条第2号に掲げるおもちゃ」はそれに付随的な位置づけである場合には、どのような取扱いとなるか。

A5-5 食品衛生法施行規則第78条第2号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃは、乳幼児がおもちゃとして遊ぶ主要な部分であるか、付随的な位置づけであるかによらず、基本的に同条第3号に掲げる指定おもちゃに含まれます。

なお、特殊な専用の組み合わせとして設計・製造され、通常、セット製品としてのみ販売等されるものであれば、当該セット全体でひとつの指定おもちゃを構成しているものとして扱って差し支えありません。

例えば、魚釣りのまねごとをして遊ぶ乳幼児向けのおもちゃで、おもちゃの釣り具等と魚介をかたどった専用パーツ（いずれも通常、単品では販売等されないもの）がセットとなっている製品のような場合、おもちゃの釣り具等について、動物がん具（魚介をかたどった専用パーツ）と組み合わせて遊ぶおもちゃ（施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ）として扱う必要はなく、当該セット全体を指定おもちゃの知育がん具として扱って差し支えありません。

また、リモートコントロールで動かして遊ぶ乳幼児向けのおもちゃ（乗物、動物又は人型ロボット等）において、専用のコントローラーであって、通常、単品で販売等されないものであれば、当該コントローラーを施行規則第78条第3号に掲げる指定おもちゃ（同条第2号に掲げる

おもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ)として扱う必要はなく、当該セット全体をひとつの指定おもちゃ(乗物がん具、動物がん具、人形等)として扱って差し支えありません。

## 6. その他

Q6-1 新たに指定おもちゃとなった乳幼児向けのおもちゃには、いつからどのような義務がかかるのか。

A6-1 現行、指定おもちゃとなっている乳幼児向けのおもちゃ(→Q1-1)には、乳幼児がそれを口に接触することによる衛生上の危害の防止を図るため、基本的に飲食器等に準じた規制(食品衛生法第62条第1項で準用する第16条、第18条、第27条、第50条第2項及び第3項等)が課されています。

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第66号)による改正後の食品衛生法施行規則第78号の規定により、新たに指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃについても、施行日(平成20年5月1日)以降、同様の規制が適用されることとなります。その規制の対象としては、施行日前に製造され、又は輸入されて、現に国内で流通しているもの等も含まれます。

このため、平成20年5月1日以降、指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃを製造、輸入、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。)又は営業上使用する事業者に対しては、

- ① 有毒・有害な物質が含まれること等により、乳幼児の健康を損なうおそれがある指定おもちゃの販売等の禁止 (第16条関係)
- ② 販売の用に供し、又は営業上使用する指定おもちゃに係る輸入の届出  
(注: 平成20年4月30日以前に輸入した指定おもちゃについて、遡って届出が求められるものではありません) (第27条関係)
- ③ 条例で定められた管理運営基準に基づく、指定おもちゃに関して消費者から寄せられた食品衛生上の危害(医師の診断を受けたものに限る)に関する情報及び食品衛生法に違反する指定おもちゃに関する情報の保健所等への速やかな報告 (第50条関係)

等の義務が課せられています。

なお、新たに指定おもちゃの範囲に含まれることとなった乳幼児向けのおもちゃのうち、平成20年9月30日までに製造され、又は輸入されたも

のについては、第18条第2項（適用される規格\*に適合しない指定おもちゃやの販売等の禁止、基準に合わない方法による製造の禁止）の規定は適用されません。

\* ある指定おもちゃについて、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の「おもちゃ又はその原材料の規格」中のどの項目が適用されるか、また、当該指定おもちゃのどの部分に適用されるかは、当該指定おもちゃの種類（区分）、形態、その原材料等によります。

Q6-2 新たに指定おもちゃに係る規制の対象となった製品のうち、平成20年9月30日までに製造され、又は輸入されたものについては、第18条第2項の規定は適用されないことになっている。

海外の製造所で平成20年9月30日以前に製造されたことが確認できれば、輸入されてくるのが平成20年10月1日以降であっても、上記経過措置の対象に含めて扱ってよいか。

A6-2 海外の製造所において平成20年9月30日以前に製造されたものであっても、輸入時点が平成20年10月1日以降であれば、食品衛生法第62条第1項で準用する第18条第2項の規定は適用されます。

よって、食品、添加物等の規格基準の一部改正（平成20年厚生労働省告示第153号）による改正後の規格に適合しない指定おもちゃを、販売の用に供するために輸入することは禁止されています。また、販売の用に供しないとしても、例えば、店舗内の遊戯室等に備え置いて不特定又は多数の乳幼児が遊ぶことに供するなど、営業上使用することも同様に禁止されています（→Q6-4）。

なお、第18条第2項の規定が適用されない場合、又は規格不適合ではない場合でも、有毒・有害な物質が含まれること等により乳幼児の健康を損なうおそれがある指定おもちゃに該当する可能性はあり、そうした指定おもちゃについては第16条の規定で販売等が禁止されています。

Q6-3 従来から指定おもちゃとして食品衛生法の規制の対象である製品で、適用される規格が特に改正されていないものについて、その規格適合性を改めて確認する必要はないと考えてよいか。

A6-3 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第66号）の施行日（平成20年5月1日）以前から指定おもちゃに係る規制の対象である乳幼児向けのおもちゃについては、当該指定おもちゃを製造、輸入、販売等する事業者の責任の下、適用される規格への適合性が既に確保されているべきものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正（平成20年厚生労働省告示第153号）により、当該指定おもちゃに適用される規格に変更はなく、また、原材料、製造方法等に変更を生じていなければ、指定おもちゃの範囲の拡大に伴って当該規格への適合性を改めて確認することが求められるものではありません。ただし、製造過程での不測の事態等により、予期せぬ規格不適合が発生することがあり得るので、製造、輸入、販売等を行う事業者において自主的に、定期的な点検がなされることが望ましいです。

**Q6-4 指定おもちゃを、例えば商品見本として販売促進のため、不特定多数の成人に対して配布するため輸入する場合、乳幼児向けに販売するのではないが、指定おもちゃに係る規制の対象になるか。**

A6-4 食品衛生法において「販売」とは、「不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む」とされています。配布（授与）の直接の対象が成人であるとしても、不特定又は多数に渡る場合、受け取った人が乳幼児に与えて、乳幼児が口に接触する可能性がある以上、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

また、他者に販売・授与するのではなくても、例えば、店舗内の遊戯室等に備え置いて不特定又は多数の乳幼児が遊ぶことに供する場合などは、「営業上使用」として同様に、指定おもちゃに係る規制の対象となります。

なお、専ら社内的な検討・試験研究用、展示用の見本など、乳幼児が口に接触する可能性がない製品であれば、指定おもちゃに係る規制の対象に含まれないものとして扱って差し支えありません。

**Q6-5 お菓子の容器で、おもちゃとして遊べるようになっているものは、食品衛生法上、指定おもちゃとして規制の対象になるか。**

A6-5 乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのものであれば、食品（お菓子）の容器又は包装であっても、基本的に指定おもちゃに係る規制の対象となります。

また同時に、食品（お菓子）を入れ又は包んでいる物で、かつ、食品を授受（販売）するときにそのまま引き渡すものであることから、食品衛生法上、「容器包装」に係る規制の対象にもなります。

**Q6-6 乳幼児向けのおもちゃで、実際に食品の調理に使用されることを目的とし**

て設計・製造されている製品は、食品衛生法上、指定おもちゃとして規制の対象になるか。

A 6-6 お尋ねのような製品は、指定おもちゃのままごと用具として、指定おもちゃに係る規制の対象となります。(なお、乳幼児が立ち上がった状態となる程の高さのままごと台などで、乳幼児が容易に手にとって口に接触することが想定しがたい大きさ又は重量のものについては、指定おもちゃの範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。)

また同時に、食品の調理の用に供され、かつ、食品と直接接觸するものであることから、食品衛生法上、「器具」に係る規制の対象にもなります。

Q 6-7 食品衛生法上、指定おもちゃに係る規制と調理器具に係る規制の両方の対象となる製品は、どのような規格に適合していなければならないか。

輸入の届出を「器具」として行った場合、指定おもちゃに係る規格への適合性確認のための検査は、輸入者が自らの責任で自主的に実施するものと理解してよいか。

A 6-7 現行の指定おもちゃに係る規格（食品衛生法第 62 条第 1 項により準用された同法第 18 条第 1 項の規定に基づく規格）は、乳幼児が口に接觸することがある部位又はその原材料が適用範囲です。また、調理器具に係る規格（同法第 18 条第 1 項の規定に基づく規格）は、食品と接觸する部位又はその原材料が適用範囲です。

指定おもちゃ及び調理器具のいずれにおいても、適用される規格に適合しないものは販売等が禁止されています（同法第 18 条第 2 項）。

同法第 27 条の規定に基づく輸入の届出が「器具」としてなされた場合にあっても、同時に指定おもちゃに係る規制の対象であることに変わりありません。当該製品を製造、輸入、販売等する事業者の責任の下、適用されるそれぞれの規格への適合性が確保される必要があります。